

令和2年度 第5回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和2年8月7日(金) 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室303

3 出席委員 (28人)
会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
4番	金信正明	委員	5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員
7番	河野正人	委員	8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員
10番	衣笠健一郎	委員	11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員
13番	筏津純一	委員	14番	松本幸男	委員	16番	山田有宏	委員
17番	原田明宏	委員	18番	數馬 豊	委員	19番	美田俊一	委員

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
鳥飼 巧	委員						

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第26号 農用地利用集積計画の決定について

議案第27号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第28号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 宮本 哲博

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局

只今より、令和2年度第5回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山脇会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、本日の議事録署名人は3番船越委員、4番金信委員にお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席はありません。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは本日の連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和2年度第5回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 はい、ありがとうございます。皆さんの方で、これについて何か聞いてみたいということがございませんか。

(なしの声)

(5) 議 事

議 長 それでは(5)本日の議事について、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。本日の議事について説明をさせていただきます。議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページのとおり2件、合計4筆の所有権移転の申請でございます。どちらも売買による所有権移転で下限面積につきましては備考欄に記載のとおりです。許可要件を満たしていると考えております。

続いて議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案の4ページのとおり2件の申請がございました。番号1につきましては、農家住宅の建築でございます。農業公共投資の農地でございますので、第1種農地。許可根拠は集落接続でございます。番号2につきましても農家住宅の建築でございます。こちらは小集落の生産力の低い農地ですので、第2種農地。許可根拠は集落接続でございます。

続いて議案第25号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてですが6ページのとおり3件の申請がございました。いずれも20年以上の非農地状態が認められるものでございます。

議案第26号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。9ページから15ページのとおり19件の利用権設定、16ページから18ページのとおり、所有権移転が3件ございます。

議案第27号 倉吉農業振興地域整備計画の変更については23ページのと

おり1件の農用地からの除外の協議が出ております。

最後に、議案第28号 農用地利用配分計画については33ページから34ページのとおり5件の協議がございます。ご審議をお願い致します。本日の議案は以上でございます。

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてお諮りいたします。委員の皆さま、議案に対する質疑はございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、農業委員の賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認とさせていただきます。

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮り致します。これにつきましては、該当委員がおりますので、先に該当委員に係る案件を審議させて頂くことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。4ページ番号1番は18番 數馬委員に係る案件でございますので、數馬委員の退席を求めます。

(數馬委員 退席)

議長 本件につきましては、本日、午前10時より当番委員であります鐵本委員、涌嶋委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して鐵本委員より報告をお願い致します。

9番 9番 鐵本です。先ほど議長より発言がありました本日午前中に現地確認に参りました。1番の案件につきましては問題はなし、これでいいんではないかというふうに結論を得ました。以上でございます。

議長 ただ今、調査委員を代表して鐵本委員より報告がございました。何ら問題はないということでございました。それではただ今の議案につきまして皆さんのご質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 ないということでございますので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ということでございますので、承認と致します。数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議長 数馬委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件につきましては審議が終わりましたので、引き続きその他の案件につきまして審議を行います。

9番 9番 鐵本です。続きまして、2番目の分ですけれども、これにつきましても現地確認の結果問題ないということに結論づけました。以上でございます。

議長 はい、ただ今報告ありましたとおり問題ないということでございますので、農業委員の皆さまの採決を求めたいと思います。よろしいですか。

(なしの声)

議長 それでは農業委員の皆さまの賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ということでございますので、承認と致します。

議案第25号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きまして5ページ、議案第25号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致します。本件につきましては、本日午前10時より先程の当番委員であります鐵本委員、涌嶋委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地の調査に行きまして参りましたので、代表して鐵本委員より報告をお願い致します。

9番 9番 鐵本です。現地確認の結果であります。1番につきましては原野化している状況なので、原野として認めてもいいではないかという結論になりました。2番につきましては、雑種地ということで申請がありますけど、これで承認でいいではないかという結論になりました。3番目につきましては、完全に原野となっているので原野として認めてもいいではないかということの結論に達しました。以上でございます。

議長 ただ今、鐵本委員より3件につきまして報告がございました。皆さんの方で質問ございましたら挙手をお願いします。いかがですか、ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成ということでございますので承認といたします。

議案第26号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第26号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。11ページ番号8番の〇〇〇〇〇〇は6番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは事務局説明してください。

事務局 11ページ、番号8番です。〇〇〇〇〇〇の3筆、合計5,802㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今、藤井委員の案件について説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、藤井委員の案件につきまして賛成の方の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで承認と致しますので、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、ただ今の案件につきましては承認されましたのでご報告いたします。続きまして、16ページの所有権移転関係は西谷推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 16ページでございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇。移転する土地につきましては、〇〇〇

の2筆1, 633㎡、対価につきましては、10万円で10アールあたりですと61, 236円の売買でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 　ただ今、西谷委員の案件について説明がございました。皆さまの質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議長 　ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 　ありがとうございます。それでは全員賛成ということで承認と致しますので、西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議長 　西谷委員へ、只今の案件につきましては全員賛成で承認されましたので報告致します。それではその他の案件につきまして説明をお願いします。

事務局 　9ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては上段のとおり田、畑、樹園地の合計面積は98, 631㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては9ページから15ページに記載のとおりでございます。17ページでございます。所有権移転関係、所有権の移転を受ける者、○○○の○○○○○。所有権を移転する者、○○○○○の○○○○○。移転する土地は○○○の5筆の畑12, 462㎡でございます。対価は20万円、10アールあたりですと16, 048円でございます。続きまして18ページ、所有権の移転を受ける者、○○○○の同じく○○○○○。所有権を移転する者、○○○○○の○○○○○。移転する土地につきましては○○○の3筆、合計6, 729㎡の畑でございます。対価は30万円で、10アールあたりですと44, 583円となります。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては19ページから20ページに記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては21ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 　ただ今全体につきまして説明がございました。皆さまの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 　ないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。異議なしということでございますので承認と致します。

議案第27号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 続きまして、議案第27号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてお諮り致します。事務局より説明します。

事務局 議案の23ページからでございます。1件の除外の協議を付けております。まず24ページから説明をさせていただきます。除外の理由等につきましては資料に記載のとおりでございます。計画用途は植林で事業者は〇〇の〇〇〇さんでございます。協議地の概要等は以下に記載のとおりでございます。関係機関との調整状況は25ページの5番、6番に記載しております。市町村長の考え方につきましては26ページの別紙のとおりでございます。これ以降に27ページから30ページまで図面等がついておりますので、ご確認頂ければと思います。それから23ページに戻っていただきまして協議内容を農地区分と許可基準に当てはめると、農地区分は小集団の生産力の低い農地ということで第2種農地というふうに判断しております。許可根拠につきましては、周辺農地に影響なしでございます。農振除外の5要件を満たしておりますし、許可見込み及び転用見込みありということで認められる案件と考えております。以上でございます。

議 長 議案第27号について説明がございました。これに対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第28号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして議案第28号 農用地利用配分計画につきましてお諮り致します。これに関しましては該当委員がおられますので、33ページ番号3番と4番は18番 數馬委員に係る案件でございますので數馬委員の退席を求めます。

(數馬委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明をお願いします。

事務局 33ページ番号3番でございます。権利設定を受ける者は〇〇の〇〇〇、権利を設定する農用地は〇〇〇他3筆で、合計8,772㎡の水田であります。以下記載のとおりでございます。その他番号4番とあわせまして、合計10筆21,149㎡の配分計画案について倉吉市長から協議がありましたので今回の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今ご説明がありましたとおりでございますので皆さまの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議なしということでございますので承認と致しまして、數馬委員の入場を求めます。

(數馬委員 入場・着席)

議 長 數馬委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告致します。以上で該当する委員の案件につきましては審議終わりました。その他に関して審議を行いますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 33ページです。利用配分計画各筆明細につきましては33ページから34ページ記載のとおりです。合計18筆32,652㎡の配分計画案でございます。農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等につきましては35ページから36ページ記載のとおりでございます。以上、配分計画案について協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。

議 長 ただ今全体につきまして事務局より説明がございました。皆さんの質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、農業委員の皆さまの採決を求めます。挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成ということでございますので承認と致します。

(6) その他

議 長 続きまして、日程(6)その他の項に入らせていただきます。別冊のその他の報告連絡事項をご覧頂きたいと思っております。事務局よりお願いします。

事務局 (1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。ご自宅横の農地に200㎡未満の農機具倉庫を設置されるもので、2アール未満の転用の届出でございます。

続いて3ページの(2)です。こちらは菌床椎茸の栽培のため設備で床をコンクリート張りにした農業用ハウスの設置で、それと併せてハウスの脇に1m四方の範囲で井戸を掘るという計画で、ハウスと併せて2アール未満を転用す

るものでございます。以上でございます。

議 長 続きまして(2)。

事務局 あっせん申出の農地がありましたので、選任についてでございます。4ページでございます。相談者は〇〇〇〇、〇〇〇の方でございます。土地は3筆。売買、賃貸借のあっせんの申出がございましたのであっせん委員の選任についてよろしくお願い致します。以上です。

議 長 あっせん委員2名ということでございますが、山下委員と数馬委員2名お願い致します。

続きまして(3)農地等のあっせん活動の状況について報告。①吉村委員お願いします。

5 番 吉村です。1月ぐらい前かな、近所の方にいろいろ聞いてまわったんですけども、なにぶんにも場所が非常に勾配があって、進入路が狭いわけでとっても危険だということ、取り合ってくれる人がおらんで。そういう状況です。

議 長 はい、それでは続けてあっせん活動をお願い致します。続きまして②鐵本委員お願いします。

9 番 鐵本です。現地は周りにはもう草ぼうぼうの土地になってまして、まあちょこちょこ畑があるような状態なんで、すぐに借りたろうとかなんとかないような状態なんで、もうしばらく時間を頂けたらと思います。引き続きさせていただきたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただ今の報告のとおり、続けてあっせん活動を行うということでございますので、よろしくお願い致します。それでは③小谷委員。

小谷推進委員 はい、小谷です。報告致します。3筆の相談が来ておりまして、最初の〇〇の〇〇ですけど、ここはイノシシがかなり出る場所でございます、非常に四苦八苦しております。2番目の〇〇〇の〇〇〇、これは問題ない土地でございます、何とかしようと思っております。3番目の〇〇、ここは〇〇〇沿いの土手がちょっと広がっているところで、田んぼはこの1筆でございます、今もかなり荒れてしまって草ぼうぼうになってます。相談者の〇〇〇〇さんに電話を入れまして、いろいろ話しました。いずれにしましても、今年は、田んぼとして再生することについては、時機を失しておるといようなことで、来年度に向かってなんとか耕作できる人を探してみることと了解したと。よろしくお願いしたと、来年度から結構ですということでしたので、これからは引き続きそういう活動を行っていきます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。引き続きましてよろしくお願い致します。④涌嶋委員。

涌嶋推進委員 涌嶋です。〇〇さんは勤めをとりられましてなかなか会うことができなかつたんですけど、ようやく連絡が付きましてお会いしました。2017年までお

母さんがこの農地を耕作しておられたけれども、高齢になり、翌年に亡くなったということで、自分は農業できないので誰かに耕作してもらえたらということだったようです。現況は畑でありまして、周りは住居地であって日当たりがちょっと悪いということもありますし、近所の方の迷惑にならないように草刈りはしておられるようです。引き続いて耕作される方を見つけていきたいというふうに思っております。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。引き続きあっせん活動をお願い致します。それでは6ページ。私の方で簡単に説明を行いたいと思います。令和2年度の農地パトロール実施計画でございます。今年は8月の20日ということで、9時から出発式を行い、それぞれの班で各地区に出発を致します。細かい判断とかは当日お集まりいただいてから説明をして、それから出発したいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。そして、今年にしましては市の農林課より3名の応援をいただくようになっております。そして、県の中中部農林局からも1名の方が応援に来ていただきます。そして、鳥取県農業共済組合中部支社より車1台と職員2名を派遣していただくようになっておりますので、今年は総勢37名で農地パトロールをやりたいと思っております。それからもう1点、地区を跨いで他地区の方の水田が、例えば北谷地区に高城地区の方の水田があってそれが荒廃農地になるところもたくさんございます。そういうのは北谷地区の方が見ていただいて、帰ってきてから高城地区の方に報告して、きちんと後の整理をしていただきたいと思いますというように思いますので。そういう所がございましたら、後で打ち合わせ、相互の連携をしていただきたいと思いますというふうに思いますのでよろしくお願いを致します。その他の項で他に事務局ありますか。皆さんの方で何かございましたら。

(なしの声)

議 長

ないようですので私の方から一言ご紹介だけを。この度、ここにおられます北谷地区の農業委員の松本委員が天神野改良区の理事長に就任されましたので、皆様に報告させていただきます。一言どうぞ。

14番

今回の改選にあたりまして、いろいろ問題点が出てきまして、その解決に全力で向かうという思いで、推薦された以上やるしかないという思いでおります。また、かなりの理事長さんがおられますので、その都度相談があったら受けてやってください。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。皆さんの方でないでしょうか。それでは、ないようですので、以上で、本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後2時10分 閉 会 —